

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成23年6月29日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ミドリ大津店 大津市大將軍一丁目28番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社エディオン 東京都千代田区外神田一丁目9番14号 代表取締役 久保允誉
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 株式会社エディオン 10時から21時まで

(イ) 株式会社キタガワ 10時から21時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場 9時30分から21時30分まで

(イ) 駐車場 9時30分から21時30分まで

(ウ) 駐車場 9時30分から21時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 株式会社エディオン 変更なし

(イ) 株式会社キタガワ 変更なし

(ウ) 株式会社フィリッジ 9時から翌4時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場 8時30分から翌4時30分まで

(イ) 駐車場 変更なし

(ウ) 駐車場 変更なし

- 4 変更年月日 平成23年7月10日
- 5 変更の理由 テナント入れ替えに伴う運用等の変更のため
- 6 届出年月日 平成23年6月10日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13-30

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成23年6月29日から平成23年10月31日まで

- 8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成23年10月31日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1